

青森県報

第二千六百十六号

平成十八年
四月十四日
(金曜日)

目 次

告 示

- 救急病院の設置…………… (医療業務課) …… 一
- 結核予防法による医療機関の指定…………… (保健衛生課) …… 一
- 特定計量器の定期検査の実施…………… (商工政策課) …… 二
- 障害者の雇用の促進等に関する法律第三十四条に規定する業務を行う者の指定…………… (労政・能力開発課) …… 四
- 基本測量の終了…………… (監理課) …… 五
- 基本測量の実施…………… (同) …… 五
- 公共測量の実施…………… (同) …… 五
- 右 同…………… (同) …… 五
- 豪雪地帯対策特別措置法による市道に関する工事の完了、過疎地域自立促進特別措置法による町村道に関する工事の完了…………… (道路課) …… 六
- 船舶の放置等を禁止する区域等の指定…………… (同) …… 六
- 港灣空港課…………… (港灣空港課) …… 六
- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (経営支援課) …… 七
- 右 同…………… (同) …… 八
- 大規模小売店舗の変更の届出…………… (同) …… 九
- 右 同…………… (同) …… 一〇
- 右 同…………… (同) …… 一一
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (農村整備課) …… 一三

右 同…………… (同) …… 三

開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) …… 三

建設業者の許可の取消し…………… (五所川原市) …… 三

…………… (県土整備課) …… 三

告 示

青森県告示第三百四十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十八年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
独立行政法人労働者健康福祉機構青森労働病院	八戸市大字白銀町字南ヶ丘一	平成二十一年一月十一日
八戸平和病院	八戸市湊高台二丁目四の六	平成二十一年二月十三日
三戸町国民健康保険三戸中央病院	三戸町大字川守田字沖中九の一	平成二十一年二月二十日

青森県告示第三百四十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第一条の五第一項の規定により告示する。

平成十八年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	あい薬局東三番町	所在地	十和田市東三番町九の七〇	指定年月日	平成一八・四・三
----	----------	-----	--------------	-------	----------

青森県告示第三百四十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成十八年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

実施期日	実施場所	検査対象区域
平成十八年五月十五日 午後一時から 午後二時まで	滝山地区生活福祉センター	むつ市
午後二時三十分から 午後三時まで	小沢部落事務所	
午前九時から 正午まで	脇野沢庁舎車庫	
五月十七日 午前九時三十分から 午前十時まで	宿野部地区公民館	
午後二時から 午後二時三十分まで	髪川地区公民館	
午後三時から 午後三時三十分まで	戸沢地区公民館	
五月十八日 午前九時から 正午まで	川内庁舎前	
五月二十二日 午後一時から 午後二時まで	正津川地区公民館	
午後二時三十分から 午後三時まで	木野部地区公民館	
午後三時三十分から 午後四時まで	大畑町魚市場	

五月二十三日	午前九時から 正午まで	大畑庁舎車庫	東通村
五月二十四日	午前九時から 午前十時まで	大畑加工冷蔵協同組合事務所	
午後一時から 午後三時まで	前		
午後一時から 午後二時三十分まで	目名集会所		
午後二時から 午後三時三十分まで	石持地区活力倍增センター		
午後三時から 午後三時三十分まで	砂子又多目的集会所施設ふれあいの館		
五月二十五日	午前九時から 午前十時まで	尻屋漁業協同組合	
午前十一時三十分から 正午まで	尻屋漁村センター		
午後一時三十分から 午後二時三十分まで	入口集会所		
五月二十六日	午前九時三十分から 午前十時まで	小田野沢漁業協同組合	
午前十一時三十分から 正午まで	白糠漁業協同組合老部支所		
五月三十日	午前十時から 正午まで	白糠漁業協同組合	
午後一時から 午後三時まで	中央公民館		
五月三十一日	午前十時から 正午まで	中央公民館	
六月二日	午後一時から 午後三時まで	平川市碓ヶ関総合支所	

六月五日	午前十一時から 午後三十分まで	津軽尾上農業協同組合東支所	平川市
"	午後一時から 午後三十分まで	" 西支所	
六月六日	午前十時から 正午まで	平川市尾上地域福祉センター	
"	午後一時から 午後三時まで	平川市葛川支所	
六月七日	午前十時から 午前十一時三十分まで	平川市葛川支所	
六月八日	午前十時から 正午まで	平川市葛川支所	
六月九日	午前十時から 正午まで	平川市役所(本庁舎)前	
"	午後一時から 午後三時まで	平川市役所(本庁舎)前	
六月十四日	午前十時三十分から 正午まで	平川市役所(本庁舎)前	
"	午後一時から 午後三時まで	平川市役所(本庁舎)前	
六月十五日	午前十時三十分から 正午まで	平川市役所(本庁舎)前	
"	午後一時から 午後三時まで	常盤除雪センター	
六月十六日	午前十時三十分から 正午まで	常盤除雪センター	
"	午後一時から 午後二時まで	つがる弘前農業協同組合藤崎支店	
六月二十日	午前十時から 正午まで	つがる弘前農業協同組合藤崎支店	

"	午後三時から 午後三時まで	コミュニティーセンター三好	五所川原市
七月五日	午前十時から 正午まで	" 飯詰支所	
"	午後一時から 午後三十分まで	"	
七月四日	午前十一時三十分から 午後三十分まで	五所川原市役所毘沙門支所	
"	午後二時三十分から 午後三十分まで	業" 所 東部管	
六月三十日	午前十一時三十分から 午後三十分まで	支" 所 大深内	
六月二十九日	午前九時三十分から 午後三十分まで	所" 藤坂支	
"	午後一時から 午後三時まで	業" 所二十九号倉庫 四和事	
六月二十八日	午前九時三十分から 午後三十分まで	業" 所 切田事	
"	午後三時から 午後三十分まで	業" 所 深持事	
六月二十七日	午前十一時から 正午まで	業" 所 十和田市農業協同組合赤沼事	
"	午後二時から 午後三時まで	村民体育館	
六月二十三日	午前十時から 正午まで	村民体育館	
"	午後二時から 午後三十分まで	寺" 所 光田	
六月二十二日	午前十時から 正午まで	津軽みなみ農業協同組合西支所	
"	午後二時から 午後三時まで	津軽みなみ農業協同組合西支所	
六月二十一日	午前十時から 正午まで	藤崎町役場前	
"	午後三時から 午後三時まで	藤崎町役場前	

七月六日	午前十一時から 午後三十分まで	コミュニティーセンター中川	市和田
七月七日	午前十一時から 午後三十分まで	五所川原市役所長橋支所	市和田
七月十一日	午前十一時から 正午まで	七和支所	市和田
七月十二日	午前九時三十分から 正午まで	十和田市農業協同組合三本木 事業所三号倉庫	市和田
七月十三日	午前九時三十分から 正午まで		市和田
七月十四日	午後一時から 午後三時まで		市和田
七月十八日	午前十時から 午後二時三十分まで	ごしよがわら市農業協同組合 栄支店	市五所川原
七月十九日	午前十一時から 正午まで	松島支店	市五所川原
七月二十日	午前十時から 正午まで	五所川原市役所一般駐車車 庫	市五所川原
〃	午後一時から 午後三時まで		

七月二十一日	午前十時から 正午まで		
七月二十四日	午後一時から 午後二時まで	佐井村漁業協同組合牛滝支所	
〃	午後二時三十分から 午後三十分まで	福浦支所	
七月二十五日	午前九時から 午前九時三十分まで	長後出張 所	佐井村
〃	午前十時三十分から 午前十一時	磯谷支所	佐井村
〃	正午まで		
〃	午後一時から 午後三時まで	津軽海峡文化館	
七月二十六日	午前九時から 午前十時まで	奥戸漁業協同組合水産物保管 倉庫(浜町)	大間町
〃	午前十時三十分から 正午まで	大間町立公民館	大間町
〃	午後一時から 午後三時まで		
七月二十七日	午前九時から 午前十時まで	蛇浦漁業協同組合倉庫	村風間浦
〃	午前十一時三十分から 午後二時まで	易国間漁業協同組合倉庫	村風間浦
〃	午後一時から 午後二時まで	下風呂漁業協同組合荷捌所	村風間浦

青森県告示第百四十五号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第三十三条の規定により、次のとおり同法第三十四条に規定する業務を行う者を指定したので、同法第三十五条において準用する同法第二十七条第二項の規定により公示する。

平成十八年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	社会福祉法人 藤聖母園
住所	青森市奥野三 丁目七の一
事務所の所在地	青森市奥野三 丁目八の一三
指定に係る地域	青森市(青森市 浪岡の区域を除 く)、平内町、 今別町、蓬田村 及び外ヶ浜町の 区域
指定年月日	平成十八年四 月一日

青森県告示第三百四十六号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十八年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)

二 作業期間

平成十七年四月五日から平成十八年三月二十四日まで

三 作業地域

県内全域

青森県告示第三百四十七号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十八年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)

二 作業期間

平成十八年四月二十日から平成十九年三月二十三日まで

三 作業地域
県内全域

青森県告示第三百四十八号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十八年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部東北新幹線建設局

二 測量の種類

公共測量(鉄道計画の基準点測量及び路線測量)

三 測量の期間

平成十八年二月二十八日から同年八月二十八日まで

四 測量の地域

青森市

東津軽郡蓬田村

青森県告示第三百四十九号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十八年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部東北新幹線建設局

二 測量の種類

公共測量（鉄道計画の基準点測量及び路線測量）

三 測量の期間

平成十八年二月二十八日から同年八月二十八日まで

四 測量の地域

東津軽郡蓬田村、外ヶ浜町

青森県告示第三百五十号

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第十四条第一項の規定により行った次の市道に関する工事が完了したので、豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）第一条第一項後段の規定により告示する。

平成十八年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
市道二二号線	平川市尾崎木戸口一八の一から平川市尾崎木戸口七〇の一まで	改築（道路改良）	平成二七・三・八

青森県告示第三百五十一号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により行った次の町村道に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第七条第二項後段の規定により告示する。

平成十八年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
中村長平線	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水崎一〇の二から西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字下栄山一一六の二まで	改築（道路改良）	平成二七・三・三

福浦川目線

むつ市川内町字福浦山一の一福浦山国
下北郡佐井村大字長後字縫道石一の一
縫道石国
有林八三一林班と小一班まで

一六・二・六

温泉線

三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の七

一六・一・七

夏坂大館線

三戸郡田子町大字関字南来満山国有林一の三九林班に一小班から三戸郡田子町大字関字南来満山国有林二四〇林班は三小一班まで

一六・三・〇

青森県告示第三百五十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の三第一項の規定により、同項に規定する行為を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）及び当該行為を禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成十八年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 港湾の名称、禁止区域及び禁止物件

港湾の名称	禁 止 区 域	禁止物件
八戸港	八戸港湾区域のうち漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）により指定された八戸漁港区域を除く区域	船舶
大湊港	大湊港港湾区域	船舶

二 指定する年月日

平成十八年四月二十九日

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 （仮称）ユニバース黒石駅前店
 黒石市黒石駅周辺地区一街区一〇外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社ユニバース
 八戸市大字長苗代字前田八三の一
 代表取締役 三浦紘一
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社ユニバース
 八戸市大字長苗代字前田八三の一
 代表取締役 三浦紘一
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
 平成十八年十二月一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 二、四七九平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 一八〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 七一台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
 三九三平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 六五立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻 午前九時（お盆・年末等の一定期間は午前五時）
 閉店時刻 午後十一時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前八時三十分（お盆・年末等の一定期間は午前四時三十分）から午後十一時三十分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前六時から午後九時まで
- 八 届出年月日
 平成十八年三月三十一日
- 九 届出書及び添付書類の縦覧
 - 1 場所
 青森県商工労働部経営支援課及び黒石市役所
 - 2 期間
 平成十八年四月十四日から同年八月十四日まで
 - 3 時間
 午前八時三十分から午後五時十五分まで
 ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 十 意見書の提出
 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限
 平成十八年八月十四日
- 2 提出先
 青森県商工労働部経営支援課
- 3 記載事項
 - (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 - (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）黒石駅前ショッピングセンター
黒石市黒石駅周辺地区四街区一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成十八年十二月一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二、〇五六平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
七八台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
五九台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積

二八一平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

二〇立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時（お盆・年末等の一定期間は午前五時）
閉店時刻 午後十一時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分（お盆・年末等の一定期間は午前四時三十分）から午後十一時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十八年三月三十一日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び黒石市役所

2 期間

平成十八年四月十四日から同年八月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年八月十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イトーヨーカドー青森ショッピングセンター
青森市浜田一丁目一四の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社イトーヨーカ堂
東京都千代田区二番町八の八
代表取締役 井坂榮
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社ムカイ 静岡県静岡市駿河区中野新田二二五の五 代表取締役 向井正晴	株式会社ムカイ 静岡県静岡市駿河区中野新田二二五の五 代表取締役 向井正太郎	平成 一七・五・九
株式会社ケイ・ニーノ 青森市新町二丁目二の一 代表取締役 寺田秀範	削除	一八・一・三
株式会社エド商事 宮城県仙台市若林区大和町二丁目九の四 代表取締役 江戸幹雄	株式会社エド商事 宮城県仙台市若林区大和町二丁目九の四 代表取締役 江戸幹雄	一八・二・一

株式会社四季咲 弘前市取上五丁目一五の二 代表取締役 石岡憲寿	株式会社イーグル 岩手県北上市九年橋三丁目七の一 代表取締役 佐々木幹夫	一七・八・四
削除	株式会社鈴木丹 愛知県名古屋市中昭和区広路通二丁目五 代表取締役 東光晴	一七・三・六
株式会社ジャパンインターナショナル 東京都目黒区青葉台三丁目一の九 代表取締役 中村貞彦	削除	一七・二・六
株式会社タツミヤ 東京都八王子市暁町一丁目三二の一三 代表取締役 曲淵恵美子	株式会社キュート 弘前市大字大町三丁目七の三 代表取締役 澁谷公智	一七・二・五
株式会社ジンコーポレーション 青森市古川一丁目一四の五 代表取締役 神修	株式会社ジンコーポレーション 青森市上野字山辺七四の一 代表取締役 神修	一七・四・一
株式会社アメリカ屋 宮城県仙台市太白区郡山字籠ノ瀬一〇の一 代表取締役 斉藤正治郎	株式会社アメリカ屋 宮城県仙台市太白区郡山字籠ノ瀬一〇の一 代表取締役 斉藤憲正	一六・八・二〇

四 届出年月日

平成十八年三月三十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十八年四月十四日から同年八月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。
六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年八月十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘南ビル

弘前市大字駅前三丁目三の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社イトーヨーカ堂

東京都千代田区二番町八の八

代表取締役 井坂榮

2 萩原乳業株式会社

弘前市大字大久保西田三六四

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社メリーアン 東京都港区芝公園四丁目一の四 代表取締役 水野雅一	株式会社五五ステーション 東京都千代田区三崎町二丁目三の二 代表取締役 松橋徹	平成 一七・五・一〇
株式会社ジャパンインターナショナル 東京都目黒区青葉台三丁目一の九 代表取締役 中村貞彦	削除	一七・一・三
株式会社橋文 八戸市長苗代狐田一四の三三 代表取締役 橋本昭一	株式会社東京デリカ 東京都葛飾区新小岩二丁目四八の一 代表取締役 木山茂年	一七・二・三
株式会社キュート 五所川原市宇一ツ谷五三六の二二 代表取締役 澁谷公智	株式会社キュート 弘前市大字大町三丁目七の三 代表取締役 澁谷公智	一六・八・三〇
株式会社平徳本店 秋田県秋田市中通二丁目四の四 代表取締役 平澤高雄	削除	一六・八・三
エステール株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目二〇の二 代表取締役 丸山朝	株式会社鈴木丹 愛知県名古屋市中昭和区広路通二丁目五 代表取締役 東光晴	一六・九・二五
エステール株式会社 東京都新宿区住吉町八の二二 代表取締役 丸山朝	エステール株式会社 東京都新宿区住吉町八の二二 代表取締役 丸山朝	一六・七・三
株式会社ユニテッド・フレグラ 弘前市大字表町二の一 代表取締役 佐藤泰	株式会社ユニテッド・フレグラ 弘前市大字表町二の一 代表取締役 佐藤泰	一七・三・二六

四 届出年月日

平成十八年三月三十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十八年四月十四日から同年八月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年八月十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

MAXデーンコーダー柏店

つがる市柏上古川幾山三六〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社デンコーダー

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七の一〇

代表取締役社長 井上元延

三 変更しようとする事項

大規模小売店舗の店 舗面積の合計	大規模小売店舗の店 舗面積の合計	大規模小売店舗の店 舗設置に關する事項				大規模小売店舗の店 舗設置に關する事項				変 更 年 月 日
		駐車の位置 及び収容台数	駐車の位置 及び収容台数	積荷の位置及び面 積	廃棄物等の保 管施設の位置 及び容量	駐車の位置 及び収容台数	駐車の位置 及び収容台数	積荷の位置及び面 積	廃棄物等の保 管施設の位置 及び容量	
一、七六八平方メー トル	一、七六八平方メー トル	一八三台	一八三台	一三三平方メートル	九〇立方メートル	閉店時刻 午後八時	閉店時刻 午後九時	閉店時刻 午後八時	閉店時刻 午後九時	平成 一八・三・一
三、一四二平方メー トル	三、一四二平方メー トル	一四九台（位置は、 届出書添付図面のと おり）	一四九台（位置は、 届出書添付図面のと おり）	一八五平方メートル （位置は、届出書添 付図面のとおり）	一一二立方メートル （位置は、届出書添 付図面のとおり）	閉店時刻 午前八時	閉店時刻 午前九時	閉店時刻 午前八時	閉店時刻 午前九時	

四 届出年月日

平成十八年三月三十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びつがる市役所

2 期間

平成十八年四月十四日から同年八月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年八月十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、坪地区の県営土地改良事業（一般農道整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年四月十七日から同年五月十七日まで

三 縦覧の場所

七戸町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、豊栄平地区の県営土地改良事業（一般農道整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年四月十七日から同年五月十七日まで

三 縦覧の場所

横浜町役場

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十八年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

<p>開発区域（丁区）に含まれる 地域の名称</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）</p>
<p>三戸郡階上町大字道仏字夫当平二の四二及び二の四三</p>	<p>岩手県久慈市新中の橋第三七地割六六の五 有限会社宇宙センター</p>

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 三浦建設
- 二 氏名 三浦 源作
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市木造大畑座八五四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第五〇三八号
- 五 取消年月日 平成十八年三月三十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十八年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭